唐津市東部少年武道館

※令和９年４月１日から

区　　分		改正前 （１時間当たり）	**改正後 （１時間当たり）**
専用利用 （１面につき）	一般	390円	**580円**
	生徒・児童	190円	**290円**
個人利用	一般	110円	**110円**
	生徒・児童	50円	**50円**

【備考】

・一般とは、１５歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
・市民以外の個人、市外を拠点とする団体の使用料は、表示料金の２倍となります。
・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の５倍となります。
・令和８年度までに購入した個人利用の回数券は、令和９年４月１日以降も利用できます。
・令和９年４月１日以降に施設を利用する場合（ただし、令和８年９月２５日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

【施設管理者】
（公財）唐津市スポーツ協会
【電話番号】
0955-73-2888

唐津市ホームページ

【唐津市担当課】
地域づくり部スポーツ振興課
【電話番号】
0955-72-9237